

事業主の皆さまへ

「職場における新型コロナウイルス感染症対策」について

- ◆事業主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症だけでなく、感染症対策の従業員への啓発が重要となります。
- ◆万一、新型コロナ陽性者や濃厚接触者が出た場合には、三条保健所医薬予防課(TEL：0256-36-2362)の指示に従い、対処をお願いいたします。
- ※新型コロナウイルス感染症に関する最新情報については、厚生労働省、新潟県、各市町村のホームページを参考にご覧ください。

1. 【相談・受診の目安】

日常の
注意点

発熱など風邪の症状がある時は、外出を控え、毎日体温を測って記録しましょう。

基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（該当しない場合も相談可能です。）

息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合

重症化しやすい方(※)で、
発熱や咳などの比較的軽い
風邪の症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合
(4日以上は必ず)

お子様は、かかりつけの小児医療機関に電話などでご相談ください。

妊婦の方は、念のため、早めにご相談ください。

帰国者・接触者相談センター（24時間対応）にご相談ください。

【昼間(8時30分から17時15分)】☎0256・36・2362

【夜間緊急の場合のみ(17時15分から翌日8時30分)】☎025・256・8275

※十分な準備の下、帰国者・接触者外来医療機関で診療を受けて頂くため、できるだけ平日8時30分から17時15分までの早めの時間にお電話くださるようお願いします。

※新潟県のホームページからも確認できます。



紹介

紹介

紹介

かかり
つけ医
等

感染の疑いがある場合
帰国者・接触者外来(非公開)

県央地域PCR検査センター
かかりつけ医等が交付する「診療情報提供書」が必要です。

※厚生労働省の「新型コロナウイルスQ&A」を基に、一部加工して作成

●【一般的な相談窓口】三条保健所 ☎：0256・36・2362
⇒【受付時間】平日：午前8時30分～午後5時15分

これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

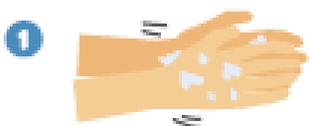
2. 【日常の感染症予防対策】

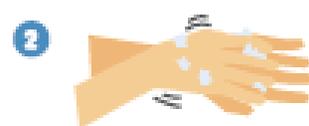
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、

「**手洗い**」や「**咳エチケット**」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの目玉
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- 

1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 

2 手の甲をのばすようにこすります。
- 

3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 

4 指の間を洗います。
- 

5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 

6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクがない時
とっさの時

× 何もせずに咳やくしゃみをする
× 咳やくしゃみを手でおさえる

○ マスクを着用する（口・鼻を覆う）
○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
○ 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 

1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 

2 ゴムひもを耳にかける
- 

3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 厚生労働省 原労省 発表



③ その他、日常生活で気をつけること

- 普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。
- 空気が乾燥すると喉の粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器など使用して、適切な湿度（50～60%）を保ちましょう。
- 室内は定期的に換気をするようにしましょう。
- 持病のある人や高齢の人は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

3. 【従業員に新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者が 出た場合の対応】

保健所は、陽性者の発症前の行動と接触者について調査を行い、必要に応じて陽性者本人の同意を得て会社（就業先）に調査協力を要請します。

●事業所における発生前の事前準備

- ① 保健所から調査協力要請があった場合の連絡担当者を決めておきます。
- ② 陽性者、濃厚接触者の休暇の扱いを決めておきます。
陽性者は入院となり、濃厚接触者は自宅待機を要請されるので、その間、病気休暇や有給休暇、特別休暇など休暇で対応するのか、又は、自宅勤務の扱いとするのか予め決めておきます。

●発生時における事業所の役割

- ① 保健所からの調査協力要請に基づき、職場における接触者と接触状況を確認しリストを作ります。⇒（・様式任意 ・記載項目：「氏名」、「性別」、「生年月日」、「住所」、「最終接触日及び接触状況」）

※リストを基に保健所が接触状況に応じて職場内の濃厚接触者を特定します。

- ② 自宅待機期間中の濃厚接触者の健康観察結果を電話で確認のうえ取りまとめ、発熱や咳など風邪様症状が出現した場合は、保健所に連絡します。

※健康観察期間は、陽性者との最終接触日の翌日から起算して14日間です。

●その他

※職場における消毒は、職場の判断で実施となりますが、保健所への相談は可能です。

◎「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック」

[第2.2版]環境消毒・換気（14頁から20頁）を参照。

監修：賀来 満夫（東北医科薬科大学医学部特任教授・東北大学名誉教授）

※職場の閉鎖、再開等に関しても、保健所への相談は可能です。

【問い合わせ先】 燕市役所健康福祉部健康づくり課 TEL0256-77-8182

【新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター】

受付電話番号：025-282-1754（ダイヤルイン）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日除く）の8：30～17：00

※「症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方」は上記にご相談ください。

なお、ご自身の症状に不安がある方は、「1. 受診の目安」に記載の番号にご連絡ください。